

倉敷市求職者職業訓練等支援金

申請の手引き

<令和7年4月1日時点版>

～お願い～

申請される前に、必ず本手引きをご確認ください。

申請に不備があると、内容確認や審査に時間がかかり、支援金のお振込みまでにお時間をいただくこととなりますので、あらかじめご注意ください。

【申請先・お問合せ先】 ※受付は平日の 8:30～17:15

倉敷市商工労働部労働雇用政策課（本庁 2 階 7 番窓口）

〒710-8565 倉敷市西中新田 6 4 0 番地

☎086-426-3415 FAX086-421-0121

Eメール:lbrpol@city.kurashiki.okayama.jp



目次

1. 目的.....	3
2. 交付対象者.....	3
(1) 対象者の要件.....	3
(2) 対象となる訓練.....	4
(3) 訓練に要する経費の支払いについて.....	5
3. 補助の内容.....	5
(1) 補助内容.....	5
(2) 補助対象経費.....	6
(ア) 公共職業訓練、求職者支援訓練の場合.....	6
(イ) 一般教育訓練・特定一般教育訓練の場合.....	6
4. 申請.....	7
(1) 支援金の支払までの流れ.....	7
(2) 申請回数の制限.....	7
(3) 必要書類.....	8
(ア) 全申請者に共通するもの.....	8
(イ) 公共職業訓練、求職者支援訓練を受講する方の場合.....	9
(ウ) 一般教育訓練、特定一般教育訓練を受講する方の場合.....	10
(4) 申請方法.....	12
(ア) 書類の入手方法.....	12
(イ) 提出方法.....	12
(5) 申請期限.....	12
(6) 支援金の支払い.....	12
5. 留意事項.....	13
6. よくある質問.....	14

1. 目的

倉敷市求職者職業訓練等支援金（以下、「支援金」と記します）は、ハローワークで仕事をお探しの市民の皆さまが、就職や仕事に役立つ訓練を受講する際に、訓練に必要な経費の一部を支援するものです。

訓練を通じてスキルアップすることで、就職及び生活の安定につなげていくきっかけとして利用していただくことを目的としています。

2. 交付対象者

（1）対象者の要件

次の①～③の全てを満たす方となります。

要件①：倉敷市に住民登録をしている方

➤ 訓練を受ける方が、申請時に倉敷市に住民登録をしていることが必要です。

要件②：ハローワークで求職申込みをしている離職者の方

➤ 「離職者」の定義は、訓練開始時に離職していた方とします。よって、訓練後に就職し、その後に申請することは可能です。

要件③：令和6年4月1日以降に訓練を受講する方で、訓練に要する経費の全部または一部を支払っている方

➤ 令和6年4月1日以降に受講する（した）訓練を支援金の対象としています。

※訓練の受講終了日が、申請開始日の令和7年4月1日以前である場合も申請することができます。

(2) 対象となる訓練

(ア)ハローワークからあっせんされて受講する訓練【公共職業訓練(※1)と求職者支援訓練(※2)】

(イ)教育訓練給付制度(※3)の対象となる訓練【一般教育訓練と特定一般教育訓練のみ】

- 教育訓練給付金の支給要件を満たしている方のみが対象となります。
※ハローワークで支給要件を書面(教育訓練給付金支給要件回答書 様式はP10参照)で確認することができます。
- 専門実践教育訓練については、国の助成内容が充実しているため、支援金の対象外とします。

参考 国の訓練制度 ※詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

※1 公共職業訓練

主に雇用保険を受給されている求職者の方が受講する無料の職業訓練です。

※教材費等の実費負担があります。

※2 求職者支援訓練(求職者支援制度)

雇用保険を受給できない求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。

支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講することができます。

※教材費等の実費負担があります。

※3 教育訓練給付制度

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給される制度です。

(3) 訓練に要する経費の支払いについて

- 訓練の受講状態にかかわらず、補助対象となる経費の支払いをすることで、申請することができます。
※補助対象となる経費については、「3.補助内容（2）補助対象経費」をご覧ください。
- 支払いが分割の場合でも申請できますが、申請時点で既に支払った部分のみが補助対象経費となります。
- 申請後に新たに経費が発生した場合でも、追加の申請は認められません。

3. 補助の内容

(1) 補助内容

補助内容の概略は以下のとおりです。

訓練の種類	公共職業訓練 求職者支援訓練	教育訓練給付制度の 対象となる訓練 ※専門実践教育訓練は除く
補助上限額 ※百円未満は切り捨て	2万円	10万円
補助率	1/2	1/2 ※自立支援訓練給付金 の対象者は、1/4
補助対象経費	テキスト代	入学金・受講料（最大1年分）

※倉敷市子育て支援課で申請する自立支援訓練給付金の対象者（ひとり親のうち要件を満たす方が対象）については、支援金との併給は可能ですが、補助率を $\frac{1}{4}$ としています。

なお、対象者とは、自立支援訓練給付金の申請対象となりうる方であり、実際に申請しているかは問いません。

(2) 補助対象経費

(ア) 公共職業訓練、求職者支援訓練の場合

- 訓練先から購入が必須であると指定されたテキスト代のみが支援金の補助対象経費となります。
- 訓練先から勧められたなど購入が任意の書籍代は、補助対象ではありません。
- 作業着や工具等、訓練で使用するものであっても、テキスト代以外の経費は補助対象ではありません。

(イ) 一般教育訓練・特定一般教育訓練の場合

- 補助対象経費は入学金と受講料で、国の教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とおおむね同じです。
- キャリアコンサルティングを受けた費用は、教育訓練給付金の教育訓練経費になる場合がありますが、支援金の補助対象経費にはなりません。

参考 Q&A～一般教育訓練給付金～（厚生労働省ホームページから）

Q 一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは？

一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者本人が教育訓練実施者に対して支払った入学金と受講料（最大1年分）の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練施設が実施する各種行事参加のための費用、学債など将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額などについては含まれません。

（中略）

割引制度などが適用された場合は、割引後の額が教育訓練経費となります。

4. 申請

(1) 支援金の支払までの流れ

一般的な流れは次のようになります。



※教育訓練給付金の対象となる訓練の場合は、「①ハローワークへの求職申込み」が、
②、③と前後することがあります。



(2) 申請回数の制限

- 支援金の申請は、受講する1つの講座につき1回限りです。
※2つ以上の異なる講座を受講する場合、1つの講座に対して、それぞれ1回限り申請できます。
- 申請後に新たに経費が発生した場合でも、追加の申請は認められません。

(3) 必要書類

(ア)全申請者に共通するもの

□ 支援金交付申請書

- 必ず申請書裏面の「誓約・同意・確認事項」にチェックを入れ、申請者氏名欄に自署の上、申請をお願いします。

□ 訓練の内容や費用などが確認できる書類の写し

- 訓練のパンフレットや募集要領などの中で、訓練の種類、期間、経費の内訳等がわかる部分の写しを添付してください。

□ 支払いを証する書類の写し

- 領収書の写しは、申請者本人の宛名（フルネーム）・支払日・金額・支払い内容等が分かるものを添付してください。
- ご家族等、申請者本人以外の宛名の領収書は、補助対象となりません。
- クレジットカードで支払った場合は、支払先が発行したクレジット契約証明証の写しを添付してください。

□ 申請者確認書類の写し

- 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）等、住所、氏名、生年月日が確認できる書類を添付してください。
- 運転免許証は、必ず裏面の写しも添付してください。
- マイナンバーカードの写しを添付する場合は、塗りつぶすなどして、個人番号を隠してください。

□ 支援金振込先の口座通帳の写し

- おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の写しを添付してください。申請者と同一名義の口座であることが必要です。
- ネットバンクやWeb通帳など、紙の通帳がない場合は、口座情報がわかる画面を紙出力し、提出してください。

(イ) 公共職業訓練、求職者支援訓練を受講する場合

□ 職業訓練受講指示書、職業訓練受講推薦通知書、就職支援計画書のいずれかの写し ※ハローワークで発行

添付書類サンプル

様式第1号

職業訓練受講指示書

第 〇〇 号
令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

〇〇〇 殿

公共職業安定所長

あなたは、次の職業訓練を受けることが適当であると認められるので、受講を指示します。

職業訓練の種類	
訓練科又は訓練職種	(〇) 月 (〇) 日
施設の名稱	
受講開始年月日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
受講終了予定年月日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
備考	

職業訓練受講指示書

様式第1号

職業訓練受講推薦通知書

第 〇〇 号
令和 〇〇 年 〇 月 〇 日

〇〇〇 殿

公共職業安定所長

あなたは、次の職業訓練を受けることが適当であると認められるので、受講を推薦します。

職業訓練の種類	
訓練科又は訓練職種	(〇) 月 (〇) 日
施設の名稱	
受講開始年月日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
受講終了予定年月日	令和 〇〇 年 〇 月 〇 日
備考	

(注意)
この推薦に基づいて職業訓練を受講することによる特例の申請等の支障はありません。

職業訓練受講推薦通知書

就職支援計画書

写真
4cm X 3cm

受訓者番号	氏名	生年月日 元号 年 月 日
住所	管轄公共職業安定所又は管轄地方振興局	
訓練実施施設名	訓練実施施設を管轄する公共職業安定所又は地方振興局	
訓練科名 -----		
訓練開始日 元号 年 月 日	訓練終了日 元号 年 月 日	

交付年月日 元号 年 月 日

公共職業安定所又は
地方選轉局長の長名 公共職業安定所長

案内所記載欄		
求職番号		
受講申込受理日	令和 年 月 日	
事前審査受理日	令和 年 月 日	
事前審査通知日	令和 年 月 日	該当 ・ 非該当
交付金選択申請日	月 日	日 日
希望の有無	有 ・ 無	
求職者支援資金融資の有無	有 ・ 無	
担当者	所属部署	
	電話番号	

就職支援計画書

(ウ) 一般教育訓練、特定一般教育訓練を受講する方の場合

- ハローワーク受付票の写し
- 教育訓練給付金支給要件回答書の写し
- 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
または雇用保険被保険者離職票の写し
または雇用保険受給資格者証の写し

※ハローワークで発行

添付書類サンプル

ハローワーク受付票

受理年月日：

氏 名： _____ 様

申請受付番号： _____ 求職番号： _____

届出窓口： _____

職 種： _____



TEL _____

ハローワーク受付票

教育訓練給付金支給要件回答書

受付年月日 _____

職業訓練番号		職業	修業年限
職業訓練施設名称			
職業訓練コース			
業 務 記 録 等 他 記 録			
修業期間		修業開始	修業終了
修業方法		修業経費負担	修業状況
修業開始年月日		修業終了年月日	修業状況
修業期間		修業開始	修業終了
修業方法		修業経費負担	修業状況
修業開始年月日		修業終了年月日	修業状況
修業期間		修業開始	修業終了
修業方法		修業経費負担	修業状況
修業開始年月日		修業終了年月日	修業状況

教育訓練給付金支給要件回答書

教育訓練給付金支給要件回答書

添付書類サンプル

様式第9号(第1面) (第1面)

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)

交付年月日

被保険者番号 資格取得年月日 離職年月日 被保険者種類 (1) 一般 (2) 学生 (3) 専業主婦 (4) 専業主夫 (5) 専業主夫(専業主婦)

被保険者氏名 性別 (1) 男 (2) 女 生年月日(元号一年月日) 喪失理由 (1) 事業終了の理由 (2) 住所の離脱 (3) 喪失の理由による離脱 離職交付希望 (1) 有 (2) 無

事業所番号 管轄区分 事業所名称

産業分類

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

(1) 署名 (2) 捺印

備考

様式第9号(第2面) (第2面)

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)

交付年月日

被保険者番号 資格取得年月日 離職年月日 被保険者種類 (1) 一般 (2) 学生 (3) 専業主婦 (4) 専業主夫 (5) 専業主夫(専業主婦)

被保険者氏名 性別 (1) 男 (2) 女 生年月日(元号一年月日) 喪失理由 (1) 事業終了の理由 (2) 住所の離脱 (3) 喪失の理由による離脱 離職交付希望 (1) 有 (2) 無

事業所番号 管轄区分 事業所名称

産業分類

雇用保険被保険者離職票

(1) 署名 (2) 捺印)

備考

様式第11号 (第17条の2関係) (第1面、第2面) (第1面)

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号 48010-17-000109-7	2. 氏名 33才 30才
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男
5. 雇用年数 27	6. 生年月日 4-010416
7. 求職番号 12345	8. 住所又は居所
9. 支払方法(記号「口座」番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)	
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職年月日 281231
12. 離職理由 40	13. 60歳到達時賃金日額 6.666
14. 離職時賃金日額 6.666	15. 給付制限
16. 求職申込年月日 290104	17. 認定日 291231
18. 受給期間満了年月日 4.747	19. 基本手当日額 4.747
20. 被保険者期間 090900	21. 離職時 090900
22. 再就職手当支給額 0000	23. 再就職手当支給額 0000
24. 特殊表示(災害時一括、巡回、市町村)	

雇用保険受給資格者証


安定所連絡メッセージ1
安定所連絡メッセージ2
管轄公共職業安定所又は管轄地方連絡局所在地 電話番号 03-3929-3311 交付年月日 センター 公共職業安定所

折 り 曲 げ 線

(4) 申請方法

(ア) 書類の入手方法

- 労働雇用政策課（市役所本庁2階7番窓口）及びハローワーク（倉敷中央・総社・児島）で配付しています。
- 倉敷市のホームページまたは、右の二次元コードからもダウンロードできます。

※  倉敷市求職者職業訓練等支援金 で検索してください。



(イ) 提出方法

A) 郵送による申請

- 必要書類を封筒に入れて提出してください。

※郵送料は申請者負担となります。

【郵送先】 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市労働雇用政策課 あて

B) 窓口での申請

- 必要書類を労働雇用政策課に提出してください。
- 受付時間は平日の8:30～17:15です。(木曜延長は行っていません)

(5) 申請期限

- 令和8年3月13日（金）**必着**です。消印有効ではありません。
- 上記にかかわらず、**予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります**ので、お早めの申請をお願いします。
- 提出書類の不足など申請に不備があった場合、その**不備が令和8年3月13日（金）17時15分までに解消されない場合、申請を却下します。**

(6) 支援金の支払い

- 書類審査で不備がなかった場合、概ね申請から1か月で指定の口座に振り込みます。
- 交付決定後、支払い前に交付決定兼口座振替通知書を郵送します。通知書に振込予定日を掲載していますので、ご確認ください。

5. 留意事項

- ✓ **不正または虚偽による支援金の申請は、絶対に行わないでください。**
 - 支援金の受給後、不正受給や虚偽報告等と認められる場合は、支援金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。
- ✓ **申請回数の制限**
 - 支援金の申請は、受講する1つの講座につき1回限りです。
※2つ以上の異なる講座を受講する場合、1つの講座に対して、それぞれ1回限り申請できます。
 - 申請後に新たに経費が発生した場合でも、追加の申請は認められません。
※令和6年度に既に申請した後に、経費が発生した場合も同様です。
- ✓ **申請期間**
 - 申請期間は令和7年4月1日から令和8年3月13日（必着）ですが、予算がなくなり次第、申請受付を締め切りますので、お早めの申請をお願いします。
- ✓ **支援金交付額の端数処理**
 - 支援金交付額に100円未満の端数があるときは、切り捨てます。支援金交付申請書の申請額の記載の際はご注意ください。
- ✓ **申請書裏面の「誓約・同意・確認事項」にチェックを入れ、申請者氏名欄に自署の上、申請をお願いします。**
 - 支援金の受給が、以下の助成制度の支給金額に影響を与える場合があります。「誓約・同意・確認事項」の項目にも記していますが、支援金の交付に関する個人情報を関連部署に提供しますので、予めご了承ください。
 - ・教育訓練給付金（ハローワークに申請）
 - ・自立支援教育訓練給付金（ひとり親のうち要件を満たす方が対象、倉敷市子育て支援課に申請）
- ✓ **申請前に必要書類がそろっているか、今一度ご確認ください。**
 - 支援金専用封筒裏面の「申請前チェックリスト」を利用して、添付漏れがないよう申請してください。
※倉敷市のホームページからもダウンロードできます。

6. よくある質問

✓ **二次元バーコードなどのキャッシュレス決済を利用して支払いをしました。領収書がないのですが、どうしたらいいですか？**

- 原則、申請者本人の宛名（フルネーム）・支払日・金額・支払い内容等が分かるもの領収書が必要です。ただし、キャッシュレス決済の取引画面等で、請求書に記載のある申込番号等がある場合は、請求書と取引画面のスクリーンショット等を併せて提出することで領収書の代わりとできる場合があります。詳しくは個別にご相談ください。

✓ **支払い時にクーポンとポイントを利用しました。補助対象経費の計算はどうしたらいいですか？**

- クーポンを利用した場合は、クーポン適用後の金額を補助対象経費とします。
- ポイントを利用した場合は、ポイント利用前の金額を補助対象経費とします（ポイントは差し引きしません）。

✓ **申請後に、教科書を買って忘れていたことが判明しました。追加申請できますか？**

- 追加申請はできません。ただし、交付決定前であれば、申請を取り下げ、再度申請いただくことは可能です。

✓ **予算に達しているかどうか確認する方法はありますか？**

- 予算が残り少なくなった段階で、倉敷市ホームページでお知らせします。